

2 研究の実際

(1) 学習指導要領における創作指導

ア 創作分野の位置付けと他の分野や〔共通事項〕との関係

中学校音楽科の内容は、**図1**のように「A表現」領域、「B鑑賞」領域、及び〔共通事項〕で構成されています。「A表現」領域は、歌唱、器楽、創作の3分野で構成されています。つまり、中学校音楽科の内容は、2領域4分野と〔共通事項〕で内容が構成されています。

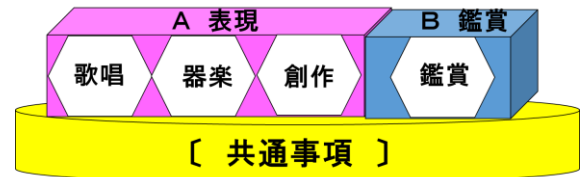


図1 中学校音楽科の内容構成

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の全ての活動において共通に指導する内容を示しています。そして、〔共通事項〕はそれのみを扱うのではなく表現及び鑑賞の各活動の中で扱うようになっています。

中学校における〔共通事項〕の内容は、**表1**のように**ア**、**イ**に分けて示されています。

表1 〔共通事項〕の内容

ア	<p>音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質を感受すること</p> <div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; color: #0070c0;">音楽を形づくっている要素</p> <p>音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など</p> </div>																																								
イ	<p>音楽に関する用語や記号などについて、音楽活動を通して理解すること</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>拍</td> <td>拍子</td> <td>間</td> <td>序破急</td> <td>フレーズ</td> <td>音階</td> <td>調</td> <td>和音</td> </tr> <tr> <td>動機</td> <td>Andante</td> <td>Moderato</td> <td>Allegro</td> <td>rit.</td> <td>a tempo</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>accel.</td> <td>legato</td> <td><i>pp</i></td> <td><i>ff</i></td> <td>dim.</td> <td>D.C.</td> <td>D.S.</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(フェルマータ)</td> <td>(テヌート)</td> <td>(三連符)</td> <td>(二分休符)</td> <td>(全休符)</td> <td>(十六分休符)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	拍	拍子	間	序破急	フレーズ	音階	調	和音	動機	Andante	Moderato	Allegro	rit.	a tempo			accel.	legato	<i>pp</i>	<i>ff</i>	dim.	D.C.	D.S.										(フェルマータ)	(テヌート)	(三連符)	(二分休符)	(全休符)	(十六分休符)		
拍	拍子	間	序破急	フレーズ	音階	調	和音																																		
動機	Andante	Moderato	Allegro	rit.	a tempo																																				
accel.	legato	<i>pp</i>	<i>ff</i>	dim.	D.C.	D.S.																																			
(フェルマータ)	(テヌート)	(三連符)	(二分休符)	(全休符)	(十六分休符)																																				

ここに出てくる「知覚」「感受」という言葉について、中学校学習指導要領解説音楽編には、次のように示されています。⁽¹⁾

知覚	聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し、意識すること。
感受	音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れること。

「知覚」と「感受」は一体的な関係にあると言えるが、指導に当たっては、音楽を形づくっている要素のうち、どのような要素を知覚したのかということと、その要素の働きによってどのような特質や雰囲気を感じたのかということとを、それぞれ確認しながら結び付けていくことが重要となる。

文部科学省 『中学校学習指導要領解説 音楽編』 平成20年9月 p.39より引用

中学校音楽科の指導に当たっては、〔共通事項〕を音楽の特徴を捉える窓口として、表現及び鑑賞の各活動と関連させて指導することが重要です。その際、どのような要素を知覚し、特質や雰囲気をどのように感受したのかをそれぞれ確認しながら結び付けていくこと、また、音楽に関する用語や記号などを用いてイメージや意図などを伝え合う活動を取り入れることによって、音を媒体とするコミュニケーションである音楽活動の質を高めていくことが大切です。〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の各活動の支えとなるものとして、共通に指導する内容です。よって、表現及び鑑賞の各活動と切り離して単独に指導するものではないことに留意しておく必要があります。

〔共通事項〕と表現及び鑑賞の各活動とを関連付けた学習例としては、歌唱の学習において「旋律」「強弱」を知覚して特質や雰囲気を感じ、それらと「歌詞の内容」とを関連させて表現を工夫して歌うことなどが考えられます。同様に、器楽の学習において、曲想を感じ取り、「音色」「リズム」を関連させて表現を工夫して演奏したり、創作の学習において「音色」「反復、変化などの構成」と「表現したいイメージ」を関連させて表現を工夫して音楽をつくらせることなどが考えられます。また、鑑賞の学習において「旋律」「テクスチャ」「形式」や構造を知覚し、特質や雰囲気を感じ、それらによって生み出される曲想を関連させて聴き、批評するなどして音楽のよさや美しさを味わうことも考えられます。

このように、〔共通事項〕を支えとして、表現及び鑑賞の各活動と関連付けた音楽の学習を展開することによって、音楽に対する理解を一層深めることができます。

イ 表現「創作」に関わる指導事項の系統

小学校では、「創作」は「音楽づくり」として示され、小学校学習指導要領解説音楽編には、「児童が自らの感性や創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくる活動である」⁽²⁾と定義されています。そして、「児童が様々な音と新鮮な気持ちをもってかかわり音の面白さに気付いたりその響きや組合せを楽しんだりしながら、様々な発想をもって音遊びをしたり即興的に表現したりする能力及び音を音楽へと構成していく能力を高めること」⁽³⁾が指導のねらいとなっています。

低学年・中学年・高学年とそれぞれの発達の段階において経験を積み上げるのですが、低学年の「音遊び」のように声や身の回りの音の面白さを楽しませることから始まり、中学年では、様々な音の響きや組合せを楽しませ、少しずつ「これらの音をこうしたら音楽になるかな」といった考えをもたせながら取り組ませていきます。高学年では、それまでに経験してきた歌唱・器

楽・鑑賞などの様々な音楽活動を基に、自分が音楽づくりで役立てられるような発想をもたせたり、表現に生かす方法を考えさせたりします。さらに、つくる音楽に対して明確な考えや意図をもたせ、その実現に必要な音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを選ばせ、まとまりのある音楽となるように指導していくことになります。

そうした小学校での学習を基にして、中学校（第1学年）では、より発展して、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚・感受しながら、音のつながり方を考えたり、反復や変化などの構成原理を意識して音楽をつくったりすることが求められるようになります。さらに、第2学年及び第3学年では、全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくることが求められます。

中学校における創作の学習では、小学校でどのような「音楽づくり」の活動を経験し、どのような力をつけているかを把握し、生徒の実態に合った学習過程を構想することが大切です。

学習指導要領では、創作の指導事項としてアとイの2つが示されています。アは「旋律をつくること」、イは「音楽をつくること」ができる能力を育てていくことが指導のねらいとなっています（表2）。

表2 学習指導要領における創作の指導事項

指導事項 学年	A表現 (3)創作 ア	A表現 (3)創作 イ
第1学年	言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して <u>簡単な旋律をつくること</u> 。	表現したいイメージをもち、音素材の特徴を感じ取り、 <u>反復、変化、対照などの構成</u> を工夫しながら <u>音楽をつくること</u> 。
第2学年 及び 第3学年	言葉や音階などの特徴を生かし、表現を工夫して <u>旋律をつくること</u> 。	表現したいイメージをもち、音素材の特徴を生かし、 <u>反復、変化、対照などの構成や全体のまとまり</u> を工夫しながら <u>音楽をつくること</u> 。

※ 下線、色分け等は引用者による

また、これらの指導事項は、「①知覚・感受等の対象、②思考・判断、③技能を身に付けての表現」の3つの視点で構成されています。3つの視点で、創作の指導事項を読み返してみます。

第1学年

指導事項 視点	A表現 (3)創作 ア	A表現 (3)創作 イ
①知覚・ 感受等 の対象	言葉や音階などの特徴を感じ取り	(表現したいイメージをもち、)音素材の特徴を感じ取り、
②思考・ 判断	表現を工夫して	反復、変化、対照などの構成を工夫しながら
③表現	簡単な旋律をつくること	音楽をつくること

第2学年及び第3学年

指導事項 視点	A表現 (3)創作 ア	A表現 (3)創作 イ
①知覚・ 感受等 の対象	言葉や音階などの特徴を生かし	(表現したいイメージをもち、) 音素材の特徴を生かし、
②思考・ 判断	表現を工夫して	反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら
③表現	旋律をつくること	音楽をつくること

このように3つの視点で捉えることによって、指導のねらいがより明確になり、生徒が感性を働かせて感じ取ったことを基に、思考・判断し表現するという、一連の過程を大切に学習指導が求められているということが分かります。音楽科の特性に応じた思考力、判断力、表現力などを育成する指導を行うことで、音楽科のねらいを実現させる指導を行うことができます。

指導事項イにおいては、「表現したいイメージ」と「音素材の特徴の知覚・感受」が入口となり、感じ取ったことを基に、「反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりの工夫」を思考・判断し、技能を伴って創作表現するということとなります。

「反復、変化、対照などの構成」について、中学校学習指導要領解説音楽編には「音楽の構造の原理」として、次のように記されています。⁽⁴⁾

- ・旋律やリズムが反復、変化したり、あるいは対照的なものと組み合わせたりして、音楽としてのまとまりのある形が生み出される。楽曲形式は、この形が一般化されたものである。(p. 19)
 - ・反復、変化、対照などの音楽を構成する原理においては、多様な音楽に共通するものや、時代や民族などによって様々な特徴をもつものがある。(p. 19)
 - ・「反復、変化、対照など」とは、音を音楽へと構成するための原理を例示したものである。(p. 32)
 - ・反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくることは、ある決められた楽曲形式に基づく音楽をつくることとは異なり、音楽を構成する原理を体験的に学習することとなる。(p. 32)
- 文部科学省 『中学校学習指導要領解説 音楽編』 平成20年9月 より引用

さらに、「反復」「変化」「対照」の用語の解釈を示します(表3)。

表3 音楽の構成原理の用語の意味

反復	「繰り返す」ことであり、楽曲の構成原理の最も重要な要素の一つ。反復には、1. 楽曲のある一部分を繰り返すものと、2. 楽曲中の動機、旋律、リズム・パターンなどの一部の要素を繰り返すものがある。
変化	「変える」ことであり、「変化」は反復と不可分である。反復にどう変化をつけていくかが、音楽の形式や中身をより複雑なものへと形づくる。
対照	全く性質が異なるものを並べることと、このことによって起こる音楽の変化。

日本学校音楽教育実践学会 『生成を原理とする21世紀音楽カリキュラム』 平成18年 東京書籍 p. 124を参考に作成

また、中学校学習指導要領解説音楽編の「指導計画の作成と内容の取扱い」2の(5)に、創作の指導について次のように示されています。⁽⁵⁾

創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

文部科学省 『中学校学習指導要領解説 音楽編』 平成20年9月 p.63より引用

(下線は引用者による)

ここでのポイントの1つに「即興的に音を出しながら」ということが挙げられます。これは、小学校の指導においても大切にされていることです。中学校における創作の活動においては、理論的な学習に偏るのではなく、生徒が自由に音を出しながら、「音のつながり方を試す」中で、感性を働かせながら、出した音を聴き取り、感じ取り、それを基に思考・判断して、創作表現できるようにすることが大切です。

《引用文献》

- | | | | | |
|--------|-------|-------------------|---------|----------------|
| (1) | 文部科学省 | 『中学校学習指導要領解説 音楽編』 | 平成20年9月 | p. 39 |
| (2)(3) | 文部科学省 | 『小学校学習指導要領解説 音楽編』 | 平成20年8月 | p. 16 |
| (4) | 文部科学省 | 『中学校学習指導要領解説 音楽編』 | 平成20年9月 | p. 19
p. 32 |
| (5) | 文部科学省 | 『中学校学習指導要領解説 音楽編』 | 平成20年9月 | p. 63 |